

遠賀町農業委員会通信

第 23 号
令和6年10月10日発行
＜発行責任者＞
遠賀町農業委員会
会長 三原 高志

対象水田は水張りルールの再確認を

水田活用の直接支払交付金は、麦や大豆などの主食用米以外の作物を水田に作付している農家に対して支払われる交付金ですが、令和4年度の初めに交付対象となる水田が見直されました。

令和4年度から令和8年度末までの5年間に1度も水稲の作付、または1か月のたん水管理が行われない農地は、令和9年度以降、交付対象水田から除外されることとなります。

また、例えば令和6年度に水稲作付したとしても、次の令和7年度から令和11年度までの5年の間に水稲作付、またはたん水が行われなければ令和12年度からは交付対象水田から除外されます。

期限まで残り3年となった本年は各地域で、ブロックローテーションによる水稲作付や、水稲作付しない農地でのたん水が計画的に進んでいます。最後の年度である令和8年度は多くの水田でたん水管理が予想されるため、計画的な実施をお願いいたします。



☆5年水張りルールとその確認方法☆
◆水張りとは基本的には水稲作付を行った農地のことです。
○確認方法…水稲の作付は毎年提出いただいている水稲生産実施計画書により確認します。

◆水稲を作付しない農地は1か月以上たん水管理を行い、連作障害による収量低下が発生していない場合、水張りを行ったとみなします。

○確認方法…たん水期間中の初めと終わりに1か月以上あけて、たん水していることがわかる写真を1筆ごとに撮影して下さい。写真には年月日・農地の地番を記載し、いづどこの農地にたん水したか分かるようにして、保管してください。必要に応じて提出を求められる場合があります。

また、たん水を確認するため、2月に実施する営農計画届出書や5月に実施する水稲生産実施計画書に、水稲を作付しない農地で、その年にたん水を行う予定の農地のたん水期間を記載してください。

「地域計画」話し合い進む

各地区で将来の農地の利用について話し合いを行っています。

これまで守り、受け継いできた農地を次世代に引き継いでいくため、地域農業の将来について地域の皆さまでしっかり話し合う必要があります。そのため、令和5年4月の法改正で、地域での協議により農業経営や農地利用の将来像を定める「地域計画」を令和6年度末までに策定することが決まりました。

令和5年度には尾崎、鬼津、老良、木守の4地区が話し合いを行い、令和6年度にはさらに6地区が地域の農地の利用について協議しました。協議の間では将来誰がこの農地を耕作するのか、離農しようとしている農地は誰が耕作するのかを話し合っています。話し合いの場だけでなく、全ての農地の、将来の利用予定が決定するわけではないため、策定した計画や地図をスタートにして、地域農業のこれからを地域で考えていくことが重要となってきます。



話し合いの風景（上別府地区）

子どもたちの農業体験

生涯学習課主催で町内3小学校の4年生から6年生が19名集まり、活動体験教室を開催しています。今年は遠賀町町制施行60周年を記念して、基幹産業である「農業」がテーマとなっています。

子ども達は、計5回の体験教室を通して様々な活動を行う予定です。

第一回目の活動は7月6日（土）に行われ、JA北九の方に指導してもらい、バケツ稲を植えました。子ども達は、バケツ稲を家に持ち帰り、自宅で稲を育てながら観察をしています。

第二回は、ふれあいの里の農園でさつまいものつる返しをしました。つる返しをする理由を聞き、大きなイモができるようにみんな一生懸命に作業していました。

第三回は、お世話をしているさつまいものつるを使って「炒め煮」を作り、実際にみんなで食べてみました。

農業体験を通じて、子ども達は作物を育て、それをいただくことの大切さを学んでいます。

次回の活動は、さつまいもの収穫祭りを予定しています。



つるをむく様子



つるを返す様子



バケツ稲の説明を聞く様子

新たに加わる若い力



令和6年に遠賀町で2名の新規就農者が誕生しました。

今回はそのうちの1人をご紹介します。



ブロッコリーの定植作業をしている木村さん

農業を始めて、作業が天候に左右されるため計画どおりにいかないことも多く、改めて農業の大変さを痛感しているようです。

しかし、「やればやるだけ自分に返ってくるところに魅力を感じる。体を動かすので健康にもなれそうです」と笑顔で語ってくれました。

「当面の目標は、今ある圃場をしっかりと管理出来るようになること。まだわからないことばかりのため、これから頑張っていきたい」と気合十分な木村さん。

今後は、ブロッコリーと栽培の相性の良いスイートコーンにも挑戦したいと話してくれました。



ブロッコリーの圃場

そんな木村さんを農業委員会としても心から応援しています。

地域の皆さまも暖かいご支援をお願いいたします。

農業者年金に加入しませんか？

引退後の安心した生活のために、農家みんなで助け合う農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は、納めた保険料とその運用益を将来受給する年金の原資として積立てていき、額に応じて年金額が決まる「積立方式・確定拠出型」の終身年金です。原則65歳から生涯受け取ることが出来ます。

《保険料の額》

加入者自らが月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択でき、いつでも見直すことができます。

次の要件を全てクリアしていれば加入資格があります。

- 年間60日以上農業に従事
- 国民年金の第1号被保険者
- 年齢が20歳以上60歳未満

保険料の全額が社会保険料控除になるなど税制の優遇措置もあります。また、認定農業者の方は国庫補助を受けられる場合もあります。

※詳しくは農業委員会事務局まで

第57回 農業祭 ポートレース醒



ポートレース芦屋で今年も農業祭が開催されます！今年のテーマは「遠賀・中間でつながろう！人・農・食2024」です。

農産物や加工品の販売をはじめ、遠賀・中間地域の豊かな恵みが再発見できるイベントです。多くの皆様のご来場をお待ちしております。

●日時：

令和6年11月30日（土）
午後より ※植木・苗木即売のみ
令和6年12月1日（日）

午前9時30分～午後2時30分まで
※記念式典 午前10時～

●場所：ポートレース芦屋

農業相談を毎月実施しています！

就農、離農、農地の貸し借りや農地転用の手続き、あっせんなど農業委員がご相談にお応えします。ご相談のある方は、農業委員会事務局までお気軽にご連絡ください。

《編集》

〈安藤敏生委員〉 〈米田かおる委員〉